

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題はこのシリーズ初めての行政処分の問題でしたね。措置命令の対象者にはどのような人物になってしまうのか？というものでした。

宿題Q、次のうち、措置命令の被命令者について、誤っているものはどれか

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者にマニフェストを交付しなかった排出事業者
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の命令要件になる行為をしたとき、当該者に産業廃棄物の種類や数量を記載しないマニフェストを交付した排出事業者
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者
- (4) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その行為が法人業務に係るものであれば、当該法人
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その許可をした都道府県知事

【解説】

産業廃棄物に関する措置命令は、法第19条の5に規定され、「処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる」とある。この命令発出要件は、「処理基準に適合しない産業廃棄物の処分」であり、「生活環境の保全上の支障を生じ、又はそのおそれがある場合」である。この命令の被命令者は、同条第1項第1号から第5号に規定されており、このうち、第1号ではその処分を行った者はもとより、第3号では「産業廃棄物の発生から当該処分（措置命令発出要件となった処分行為のこと）に至るまでの一連の行程における管理票（マニフェスト）に係る義務に違反した者」と法第12条の3のマニフェスト規定に違反した者を措置命令の対象としている。これらの者として同号イではマニフェストを交付しなかった者、マニフェストに必要事項を記載しなかった者や虚偽記載のマニフェストを交付した者が対象である。また、都道府県知事が許可をした産業廃棄物収集運搬業者が措置命令要件となる行為をした場合でも、許可制度はその者が適正処理をすることを担保するものではなく、許可権者の責に帰するものではない。

正解（5）

なかなか難しいですね。でも、措置命令は考え方は比較的単純なんです。法律違反をして、その結果、環境被害が発生している。こういうケースでは、その関係者は措置命令の対象にしますよってことなんです。

～廃棄物処理問題～

排出事業者の中には、「私はちゃんと許可業者に委託した。その業者が不法投棄したからといって、どうして今更私がかたづけなければならないんだ。」って思う方もいらっしゃるでしょう。でも、投棄した張本人が、金が無くて片付けられないとしたら誰が片付けるのでしょうか？県庁や市役所？と言うことは税金を使って片付けるってことですよね。と言うことはその不法投棄になんの関係もない人の金を使って片付けるってことになる。無関係な人の金を使うんだったら、もっと優先順位が高い人がいるでしょ。それは誰か。それは排出者なんです。あなたがあいつに頼まなければ不法投棄は起きなかったんですよ。頼んだあなたも同罪だよなって理屈ですね。これがあるから、排出事業者さんは契約書、マニフェストとともに実際に自分の目で確かめる「現地確認」が重要なんです。では、措置命令からもう一問。

Q、管理票の違反のうち、措置命令の対象となるものに「対象」と、ならないものには「セーフ」と書いてください

- a 管理票を交付しなかった場合
- b 法律で規定されている事項を記載せずに管理票を交付した場合
- c 虚偽の記載をして管理票を交付した場合
- d 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときで、適切な措置を講じなかった場合
- e 管理票の写しを保管しなかった場合

【解説】

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者は、当然、措置命令の対象となるが、その他、産業廃棄物処理業者その他環境省令で定める者以外に委託した者や委託基準に適合しない委託を行った者、発生から処分に至るまでの一連の行程における管理票の義務に違反した者も措置命令の対象となるが、本問は、事業者の管理票の義務違反に関する設問である。(法第19条の5) 正解は・・・全て「対象」になる。です。

みなさんは、こんな違反はしないと思いますが、不適正処理に巻き込まれると、あとあととても面倒です。日ごろから十分注意してくださいね。
では、今回の宿題は行政処分でも「改善命令」で出題してみましよう。



宿題Q

次のうち、法第19条の3の改善命令の対象とならないものはどれか

- (1) 排出事業者の工場の敷地内に収集運搬業者に引き渡すために保管してある産業廃棄物が飛散流出したとき
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者の積替保管施設の囲いがこわれたとき
- (3) 産業廃棄物処分業者の破碎施設からがれき類が飛散流出したとき
- (4) 専ら再生利用業者の積替保管場所から汚水が発生したとき
- (5) 解体業者が自社の産業廃棄物運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」の表示をしていないとき

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。